養老整形外科クリニック（訪問看護）運営規程

最終改定　　令和７年９月１日

（趣旨）

第１条　この規程は、医療法人光秀会が開設する養老整形外科クリニック（以下「事業所」という）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

（運営の方針）

第２条　養老整形外科クリニック(以下「訪問看護」という。)が事業は、在宅療養者の生活の質の確保に資する見地から、心身の機能が低下した状態にある在宅の者の家庭における療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2　前項に規定する事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、保健、医療又は福祉サービスとの密接な連携に努めるものとする。

（職員）

第３条　訪問看護に次の職員を置く。

(1) 看護職員　実情に応じた適当数

2　職員の職務は、次のとおりとする。

(1) 看護職員は、指定訪問看護を実施し、その結果の記録及び報告を行う。

3　指定訪問看護等の業務に従事するときは、職員証を常時携帯し、関係者から請求があった場合は、これを提示しなければならない。

4　事業所の所在地は岐阜県養老郡養老町大跡５３４番地に置く。

（業務日及び業務時間）

第４条　営業日は月曜から金曜日とする。

但し、１２月３１日から１月３日まで、８月１３日から８月１５日まで、国民の祝日を除く。

2　営業時間は午前９時から午後５時までとする

但し、木曜日は午前９時から午後１時まで

（指定訪問看護等の提供方法）

第５条　看護師等は、指定訪問看護等を提供するに当たっては、主治医との密接な連携を図るとともに、居宅介護支援事業者、その他保健サービス又は福祉サービスを提供する担当者との連携を図るものとする。

（指定訪問看護等の内容）

第６条　指定訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

(1)　病状観察

(2)　清拭及び洗髪

(3)　褥瘡の処置

(4)　体位の交換

(5)　カテーテル等の管理
(6)　リハビリテーション
(7)　食事及び排泄、入浴の介助
(8)　家族その他の介護者に対する指導等
2　前項各号に定める指定訪問看護等のサービスについては、そのサービスを受けている者(以下「利用者」という)ごとに訪問看護計画を作成し、当該計画書により実施するものとする。

(通常の事業の実施地域)
第7条　通常の指定訪問看護等の実施地域は、養老町とする。

(緊急時等の対応)
第8条　看護師等は、訪問看護中に利用者の病状に急変その他緊急の事態が生じたときは、直ちに主治医に連絡し、主治医の指示に基づき必要な措置を講じなければならない。
2　看護師等は、前項の処置を講じた場合は、院長に報告しなければならない。

(利用料)
第9条　利用料は、基本利用料及びその他利用料とし、利用者から徴収する。
2　その他利用料は、交通費及び利用者負担金とする。
3　利用料の額は、次のとおりとする。
(1)　基本利用料　法令に基づき厚生労働大臣が定める額(介護保険法(平成9年法律第123号)の適用を受ける指定居宅サービスによる訪問看護サービス(以下「介護保険法による訪問看護サービス」という。)を行う場合、法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割または3割の額とする。
(2)　健康保険法施行規則(大正15年厚生省令第36号)第47条の12及び老人保健法第46条の5の2第2項に規定する基本利用料。
(3)　その他利用料
ア　交通費　第7条に定めた通常の指定訪問看護等の実施地域以外に居住する利用者に対する指定訪問看護等の提供に係る看護師等の派遣に要する交通費
(ア)　交通機関を利用の場合　実費
(イ)　自動車を利用の場合　　500円(1回の訪問につき)
イ　複写料　サービス提供実施記録等を複写した場合　A4サイズ1枚10円
ウ　死後の処置料　在宅で死後の処置を実施した場合　15,000円

(苦情処理)
第10条　事業所は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）
第 11 条　事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
2　事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。
3　事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待について）
第 12 条　利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます
（身体拘束について）
第 13 条　事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、利用者に対し身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。
利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明するものとする。
身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合は、事前又は事後速やかに利用者家族に対し、利用者に行う行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。
（その他運営に関する重要事項）
第 14 条　管理者は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。
(1)　採用時研修　採用後 1 箇月以内
(2)　継続研修　年 1 回
2　職員は、個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に則り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持しなければならない。
3　事業所は、サービス担当者会議等において利用者およびその家族の個人情報を用いる場合には、当該利用者およびその家族の同意を予め文書により得ておくものとする。
4　事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、作成した日から５年間保存します。
第 15 条　この規程に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、随時定めるものとする。
附　則
この規程は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。